

平成30年 第12回 三朝町教育委員会 定例会 議事録

開 会 日	平成30年12月21日（金曜日）
開 催 場 所	三朝町役場 第3会議室
出 席 者	西田寛司教育長 芦田準子委員、中前雄一郎委員、大丸満壽委員、塩谷俊樹委員
欠 席 者	なし
説明等の出席者	藤井教育総務課長、佐々木社会教育課長、馬野社会教育課参事、平井指導主事、 角田教育総務課長補佐
報 告 事 項	三朝町立三朝小学校の開校にかかる準備状況について 後期学校訪問報告書について【別冊】 3学期冬のふれあい運動について 平成30年度三朝町スキー・スノーボード教室の開催について
議 事 協 議 事 項	議案第39号 三朝町小学校閉校・開校記念事業費補助金交付要綱について 小学校統合にかかる通学方法及び通学費補助について 三朝町立三朝小学校の校歌作曲者の人選について 小学校統合にかかる進捗状況について（広報誌折込資料） 通級指導教室の指導希望について
そ の 他	

会 議 の 内 容

- 1 開 会
教育長 午前9時30分
平成30年第12回定例会を開会します。
- 2 前回議事録
の承認 前回の議事録の承認ですが、中前委員、大丸委員に確認いただき承認されました。
- 3 議事録署名委員
の指名 本日の議事録署名委員は大丸委員、塩谷委員を指名いたします。
- 4 報告事項
教育長 最初に私の方から報告させていただきます。教育長として前回の定例会から今回までの間の事業等を簡単に報告させていただきます。
11月28日から12月1日まで、台中市石岡中学校50周年記念式典参加のため、中学校の北野校長、それから岡本教諭と台中市を訪問しました。
12月5日には年末の区長会が開催されました。
12月10日から18日まで町議会12月定例会が開催され、小学校の設置条例の一部改正が可決成立しております。また、在校生への体操服等の学用品支給費用、閉校・開校記念行事の補助金についても予算が成立しています。
それから、12月28日に仕事納め式があり、年末年始が閉庁となります。1月4日には仕事始め式ということで新年のスタートとなります。
簡単ですが、私からは以上です。続いて教育総務課から報告をお願いします。

事務局
教育長 (資料に基づき説明)
以上が教育総務課から報告をしていただきました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

教育委員
1つよろしいですか。大人の背中運動についてですが、3大目標のノーテレビデーという表現は、今は学校現場ではノーメディアデーというふうに変わってきていると思います。

教育長
今日ではノーテレビとは言いますがけれども、ノーメディアという理解をしていただいた方が良くと思います。ノーテレビデーについては議会で議決されている事項として、全町で取り組んでいこうという事もあります。それで今日では様々なメディアがありますから、接し方を家庭で考えようというような意味合いです。

教育委員
このノーテレビデーという文言は変えずにノーテレビデーのままですか。以前に一度、教育委員会の中でもノーテレビではなくノーメディアの方が良いのではないかという事を言いましたが、学校は全部ノーテレビデーではなくてノーメディアデーになっていて、その辺りの文言を変えた方がより良いのではないかという事をいつも思っています。

教育長
私も考え方としてはノーメディアで進めるべきだと思っております。ただ、議会の決定というものを重く感じて、精神としてはメディアですが、捉え方としては議会で決議されているということも、配慮する必要があるのではないかという事で、捉えとしてはメディアが良いのですが、当面はノーテレビという表現で続けていかなければいけないのではないかという事で、大人の背中運動の文言としては変更していないという事です。

教育委員
ここでノーテレビデーと記載があって、学校でノーメディアデーということで実施されていますが、地域の方からノーメディアではなくノーテレビデーというべきだ、というお叱りを受けたという事なので、その辺りの説明はどうかと思います。例えば議会で議決された「ノーテレビデーの町宣言」というのがありましたが、それであれば、時代とともに文言というのは変わっていくものであり、議会で決議されたものを重く受け止められるのであれば、議会にこういう活動、今やノーテレビデーではなく学校、教育委員会としては、ノーメディアデーという事で推進しているので、議会の議決というものを変えていただけないかという事を提案されるのも手ではないかと思えます。このノーテレビデーというものが議会の議決を経てそのようになったのは、かなり以前の話だと思います。ですからその時代とともに変わっていくのならば、実際にはノーメディアデーな訳で、そこの辺りも時代とともに変えていかなければいけないのかなと思います。次期総合計画の中でも新しい文言をどんどん入れていこうという事を言われていましたので、教育委員会も未来を見るという意味で、変えるべきところは変えていくべきではないかなと思います。

教育長
これは、三朝町心の教育推進委員会というものが、補助事業との関連で立ち上げられてこういうものが作られたという経過があります。今日、心の教育推進委員会というのが会議も開かれていない状態ですが、そこで決められた事ではあります。今、ご提案のあった内容は議会の常任委員会の皆さんにも問いかけるなりしながら、一足飛びに変えられるかと言うと、簡単ではない話だと思いますけれども、皆さんに説明しながら当面は、ノーテレビと言っているけれどもメディア全般についての取組みであるという事と、議会の皆さんにメディアという言葉に変えるという事も考えていただけませんか、というような話をしていく、という事にさせてもらいたいと思います。

教育委員
是非お願いしたいと思います。

- 教育長
教育委員
教育長
- その他ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
先ほどの事で、心の教育推進委員会はまだ存在しますか。
先ほど申し上げたとおり、開催されていませんし、委員も決まっていない、古いままの形で一旦は補助事業とともに終わっているという理解です。
- 教育委員
教育長
- 終わっているとは。
休止と言った方が良いでしょうか。終わるといっても、廃止したという取り組みはどこにもないです。
- 教育委員
教育長
- 何年くらいが最後になりますか。
調べてみないと分かりませんが、私も教育委員会に配属されていない時代です。それこそ、以前、松浦校長先生が教育委員会に指導主事として在籍されていた頃か、徳田先生が教育委員会におられた頃でしょうか。徳田先生の頃にスタートして、松浦先生の頃まで続いていたのではないかと記憶しています。
- 教育委員
- という事は平成 14 年くらいに実施計画というか、心の教育推進委員会というものが立ち上がり、その後数年あったという事で理解してよろしいですか。
- 教育長
- そうです。多分、中学校の学校生活が少し荒れた時期とリンクする話だと思います。学校の中でいじめ撲滅宣言等の動きがあった中の 1 つかなというように想像しますが、その辺りは調べて確認しないとはっきりしないと思います。
- 教育委員
教育長
各教育委員
教育長
事務局
教育長
事務局
教育長
- ありがとうございました。
他はいかがでしょうか。
(意見等なし)
無いようでしたら、次に社会教育課お願いします。
(資料に基づき説明)
続いて図書館、文化ホールお願いします。
(資料に基づき説明)
社会教育課、文化ホール、図書館の報告をしていただきました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
- 各教育委員
教育長
- (意見等なし)
特に無いようですので次に進みたいと思います。
- 5 議事
教育長
- 議案第 39 号 三朝町小学校閉校・開校記念事業費補助金交付要綱について
議案第 39 号 三朝町小学校閉校・開校記念事業費補助金交付要綱について、事務局お願いします。
- 事務局
教育長
- (資料に基づき説明)
先ほどの報告でありましたが、50 万円の上限という事で、3 校ですから 150 万円の補正予算を付けていただいております。併せて開校について 40 万円で計 190 万円の予算。開校については、10 万円は不足する訳ですが、それは新年度で予算措置するという事で債務負担行為がなされております。
少し補足させていただきましたが、この要綱についてご意見ご質問がありましたらお願いします。
- 教育委員
- 全部 50 万円で、40 万円を補正予算で計上したけれども、新年度分として 10 万円を計上して、結局 50 万円という事ですよ。確認です。
- 教育長
- 閉校行事は 50 万円が上限ですから 3 校分で 150 万円、新小学校は 1 つですから 40 万円を今年度支出し、新年度に 10 万円ということで計 50 万円を上限、同じ意味になります。
- 教育委員
- 同じですね。ありがとうございます。

教育長 他はいかがでしょうか。

教育委員 この閉校式というものは調整が進んでいるのでしょうか。

教育長 すいません。これは後からで良いですね。

教育長 それは議案には直接関係ありませんので、後程、協議事項のところ、小学校統合に係る進捗状況について、というところでご意見ください。

教育委員 他にはいかがでしょうか、特にご意見が無いようであれば採決に移らせていただきたいと思いますが。

教育長 今、事務局が説明されたとおり、食糧費以外という事ですよね。

教育委員 食糧費というのは、個人が消費してしまうものですから、それは除外するという事です。それ以外のものは全てですけれど、それが記念品等としてどの程度されるかという事は、ここで出てくるものだと思いますけれど、ただ記念品については第4条の3号のところ、記念品の配布に要する経費と明記してありますから、その点は個人に行くものとしても例外とするとか。基本的には個人に行くものは対象外という大きな考え方がありますので、この場合、例外として記念品や記念誌が個人に配布されることもありますので、それはことさら明記してあって、食料は消費されてなくなってしまうものですからそういう事です。食糧費については凄く厳格に支出をしますので、その趣旨を確認しながら、その事業に合っていれば支出は可能ですけれども、基本的には食糧費は対象としておりません。個人にご負担していただくというのがルールです。例外があるとすると、伺いをとって決裁が無いと支出できません。

教育委員 申請先からこれはどうでしょうかと問い合わせを、それが良いかどうかを判断したうえで決める、という事ですね。

教育長 そうですね。判断というか財政と、あるいは副町長、町長の決裁が必要になります。

教育委員 150万円以内で行う場合。

教育長 ですが今の場合の50万円は、食糧費はダメですよ、と最初から対象外にしていますから、審議する事自体無いという事です。

教育委員 ですが今、教育長がそのように言われたので、そういう事もあるのかなと、読めないけれども。

教育長 この要綱ではそれは読めません。明らかにダメだというように明記しています。

教育委員 しかし、第4条第4号にある町長が必要と認められる場合があるという事ですか。

教育長 基本的には食糧費以外です。

教育委員 食糧費以外、基本的には。基本的ではなく絶対にダメという事ですよね。

教育長 はい。

教育委員 分かりました。そこの確認です。

教育長 閉校行事で食事を出そうとするなら、皆さんから寄付を募って、その費用でやるという事であれば問題ありません。

教育委員 この50万円以外の経費でやれば良いという事ですよね。それは関係ないと。

教育長 事業の中で行っているとしてもそれは補助対象外で、この寄付金で充てていると分かるようにすればそれは可能でしょう。

教育委員 行事が終わってから乾杯というような事にまで出さないという事は当然だと思います。多分、問題になるのは、紅白饅頭とかありますが、あれをイベント費としてOKとするかという話は出てくるかと思っていますが、弁当や乾杯は問題外という事で良いですよね。

- 教育長 煎餅を配る等そういったものが、それは儀式の内の一部だという事でしたら記念品と同等で配る事は可能かと思えます。
- 教育委員 記念品として煎餅や饅頭を出す場合は、お伺いを立てればOKという事ですか。
- 教育長 そういう事もあると思えます。これは補助金ですから、各小学校の実行委員会等が煎餅を配る、餅を配ると言った時、最後にそれが補助の対象かどうか補助金の検査を行います。先ほど言った伺いというのは役場の中で支出する場合の話で、一般会計予算を支出する時の伺いと、これは補助金ですから審査で通ればという事ですけれども、外されればその経費はどこか補助金以外のもので捻出しないと、事業が完了しないという事になります。
- 教育委員 記念品であれば良いという事ですか、煎餅であった場合は。
- 教育長 これは閉校や開校の実行委員会等で協議をされる時に、事務局と話をさせていただく方が良いのではないかと思います。ここで結論を出そうと思っても、具体的な事業としてどのようなものかが分かりませんので、その段階で。
- 教育委員 結論を出すと言いますか、そういう例外はあるんですかという事です。
- 教育長 申請後の審査で、交付決定されれば出ますけど、申請の中身でここがダメですというように、事前の審査で通らなければそれは外すしかないのかなと思えます。
- 教育委員 分かりました。
- 教育長 他にご意見はいかがでしょうか。
- 各教育委員 (意見等なし)
- 教育長 そうしますとこの要綱を定めるという事で、ご承認いただけますか。
- 各教育委員 (一同承認)
- 教育長 そうしますとこの要綱についてはご承認いただいたという事で、これに基づいて補助金申請の事務手続きを行ってください。
- 議事については以上でございます。
- 6番の協議事項に移らせていただきます。
- 6 協議事項 小学校統合にかかる通学方法及び通学費補助について
- 教育長 それでは事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (資料に基づき説明)
- 教育長 3番の中学生の乗車の状況で路線バスに本当に乗れるのかどうか、自分達で勝手に判断しなさいと言うのは不親切なので、少し解説してください。
- 事務局 中学生を含めた場合、多くて58人という事もあります。始発路線のバスによって平均化はとれると思えます。そうする事によって52～3人程度の乗車人数になりますので、登校について全小中学生、児童生徒が乗っても乗り切れるという判断をしております。
- 教育長 バス1台が52～3人程度の乗車人員だから、58人というのは乗れるのですかという事になりますか。
- 事務局 バスについて調べさせていただきました。大型バスの定員が57人程度ですが、路線バス等については定員の規定が無いそうなので、生徒児童であれば十分乗れるというような事をバス会社の方から聞いております。
- 教育長 普通の大型バスですと、座席が配置されていますから57人で、路線バスだと立ち席を想定した構造になっていますので、定員は無く、小中学生の通学に使う場合は、58人でも、バス会社は乗れますという事ですか。
- 事務局 はい。
- 教育長 そうしますと今、説明していただきましたこの事について、ご意見、ご質問があればお願いします。

教育委員 今の話で、良く分かるのですが、最大 58 人があのバスに乗ってしまうという事になると、やはり小さい子どもさんは危険な部分もあると思います。しっかりその辺りは通学指導等を行っていかないといけないかなと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

教育長 安全な乗車の指導という意味で、よろしくお願いします。

教育委員 他にご意見はありますか。

教育長 今 2 つに分かれているのは、分かれて何人でしたか。

教育委員 2 つというのは。

教育委員 三朝方面です。今、小学生の登校は 2 便に分かれて乗車していると思うのですが、これは合わせて何人でしたか。

教育長 登校時の同じような時間帯に走るバスが 2 便あると、それに何人ずつ乗るのかという事ですか。

教育委員 はい。

事務局 三朝方面の小学生児童は 56 名います。56 名が 2 つに分かれて乗っておられると思いますし、中学生全員が乗りますと 94 名いますので、2 つに分かれますと 47 名です。

教育委員 現在の事ですか。現在 2 便に分かれて西小の子が通っているのは 50 名ですか。

事務局 すみません、来年度を想定した表でした。

教育長 前回の資料に載っていませんでしたか。

事務局 前回の資料も平成 31 年 4 月 1 日を想定した人数を明記させていただいております。

教育長 小学生が何名で、中学生のところは前回は載っていませんでした。

教育委員 現在でも 2 便に分かれている理由は、1 台では乗り切れないという事で地域によっては、2 台に分かれているということです。三朝方面は 2 便に分かれないと乗れないという事で同じようにバス停で待っていても、1 便目に乗る班と 2 便目に乗る班という指導があり、地域によって、子ども会によって分かれて乗っています。冬季の雪が降った時に中学生が乗ると、乗れないからと言って置いて行かれた事がありますから、はたして大丈夫なのかなという事があり、50 人なんて多分乗れないと思います。皆傘も持っていますし。多分 2 便に分かれているのはそういう理由だったと思います。一般の方も乗車されますので、その時間帯に座っておられる方もいらっしゃいます。

教育長 ではバス会社と話をしたその辺りを含めて。

事務局 まず 2 つに分かれてという話がありました。今バスの時刻表を持っていますが、倉吉駅方面と西倉吉方面があります。

教育委員 生田方面とあります。

事務局 それで 2 便が高校生等の登校にも合わせて走っています。

教育委員 それを全部入れると 3 便あります、朝は。

事務局 もう 1 便早い便ですね。

教育委員 早い便があり、40 分くらいと 3 分後くらいにもう 1 台来ます。それで子ども会によって満員になるからという事で、前の便に乗るか後ろの便に乗るかという事で、同じバス停でも子ども会によって乗る便が違ったりするんです、今の状態が。それは何故かと言えば、いっぱいになって乗れないからそのようにしているんです。ですから早くバス停に着いていても、1 便目を見送って 2 便目に乗るという指導です、小学校が。ずっと前からそのようなになっています。なので今が乗れなければ、多分乗れないのではないかなと思います。小学生だけではないので、高校生や一般の方もあの時間は乗られていますので。今はどうなんでしょうか。

教育長 今、話をされているのは、小学校は分かれて乗れると仮定した時に、冬場は高校生や中学生がそれに乗るから、先に乗っている高校生たちが多くと、小学校の登校班が乗れないと。時間帯も遅い分に乗ろうとすると行く術が無くなってしまわないかという話、という理解でよろしいですか。

教育委員 いえ、今も分かれて乗っている理由というのが、1回では乗れないからという事で2便に分かれているんです。連続して来るからという事で。

教育長 乗れなくなってしまう理由としては、高校生とか一般の方が冬場に乘られると。

教育委員 冬場もそうですが、1年を通してそのようになっているので、実際の話、雪の時期になると、2台来るところが1台しか来ないという事が結構あります。1台しか出なかった場合は乗れませんから。以前も乗れなくて、1時間ずっとバス停で待っていたという話もあります。

教育長 それは去年の例で言うと、三徳線の路線バスが立ち往生してしまい、運行出来なかった時がありましたが、その話ですね。

教育委員 いえ、その前も。毎年のようにあります。そういう感じであります。

教育長 ですから大雪で1便しか運行していない、例えば小鹿の方から来るバスは運行したけれども、三徳のバスは運行できなかった時の対応をどうするのかという話ですね。

教育委員 そういう事もあるので、実際の話、三徳の奥の方で、バスが来ないという事を児童は知らないで、ずっとバス停で待っていて、結局、学校まで送ってもらったというような事もあったという事なので、三徳方面は運行できなかったという事もあるようです。

教育長 少し待ってください。今の話は除雪が進んでいなくてバスが運行できないという話ですので、1つの要点としては除雪作業をもっと充実させてくださいという事。それから三徳方面の合谷辺りの児童達が待っていたけれども、バスが来なくて保護者の方が送って行ったという事が去年あったそうです。その点についてはバスが運行出来ないのであれば放送してくれという、待たせるなという要望をいただいています。これについても、バス会社、総務課、あるいは建設水道課と話をして防災無線等で放送して、皆さんに分かるようにしようという事は、協議のうへ合意されたところです。

2便運行するところが、1便にならないように除雪作業等の対策に万全を期していただくという事もお願いしています。

教育委員 ずっと1時間待っていたという事を保護者は知らない、2便が運行できないという事を知らなくて、児童はずっと1時間そこで待っていたという事もありましたので、実際の話このように乗車人数が増えた時にどうなるのだろうという心配があります。普通に雪が降らない所であれば、そのような事は無いと思いますが。除雪していただくしかないもので、それはもう。

教育長 そうです。それとバスの回し場の広さの確保が無いと、バスが回れないという事があり、その事と2つですよね。ですから、除雪作業とバスの回し場の手立てをしていただいて、運行休止とならないような工夫、努力をしてくださという事になろうと思います。その事については、建設水道課にも話をしているところです。あとはどのような対策でどう手立てをしてくれるか、除雪作業についてはその日の事ですから。

教育委員 最近、ここ10年くらい多いので。そのような事があり、バスが来ないから始業時間が遅れるというようなトラブルもあり、その辺を対応いただくと良いのかなと思い言わせていただきました。雪が降らない時期は、大丈夫だと思います。中学生も自転車等で通学しますので、バスに乗る機会というのは少ないと思いますが、三朝町は雪が降る地域なので、その辺の配慮をして

いただくと、安心安全に通学するという意味では良いのかなと思言わせていただきましたが、努力していただいているという事であれば、しっかりしていただけたと思いますので、聞いてみました。

教育長

もう1つは豪雪が降った時に頑張って子ども達に通学してもらっておりますけれども、除雪作業との兼ね合いで、バスが運行できない場合、休校にしています。昨年もバス会社は運行できるという事でしたので、休校しないで開校するという判断を事務局で行いましたが、実際はバスが立ち往生してしまったという事案が発生していますから、その時の救出方法なり、除雪作業をもう少し手厚くしていただけませんかという事を、除雪対策会議にお願いしたいと思います。

教育委員

通学方法及び通学費補助について、他にご意見はありますでしょうか。

補助というのは2km控除の件は無いという事ですよ。制限はなく、全部行うという事ですよ。

事務局

2km控除を外しての財政措置について、今後詰めていきたいと思います。

教育長

その他はいかがでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

教育長

特に無いようでしたら、今提案しております補助金については、2km以内の徒歩で登校する生徒は対象外になりますけれども、バス、自家用車等を使う子どもについては全額、2kmの控除をしないで全額で補助していくという方針で新年度に向かうという事、ダイヤ改正の協議を行っていくという事、3点目としてバス会社との協議で58人でも今のバスで乗れる、ただし冬場の積雪時の事があるため、その辺の手厚い除雪をお願いするというような事で進めさせていただきたいと思います。

三朝町立三朝小学校の校歌作曲者の人選について

教育長

三朝町立三朝小学校の校歌作曲者の人選について、事務局お願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

教育長

昨日、新倉先生の所へ行きお願いをし、ご快諾いただいております。

事務局

因みに、江府小学校と若葉台小学校の作曲もされている方でございます。

教育長

何かありますでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

教育長

よろしいでしょうか。そうしますと新倉先生と具体的に作曲していただく契約等、手続きに入らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

小学校統合にかかる進捗状況について（広報誌折込資料）

教育長

小学校統合にかかる進捗状況について、事務局お願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

教育長

ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

事務局

基本的に決定事項と、協議している事項の概要を記載しております。

各教育委員

(意見等なし)

教育長

どこが責任を持って発行するかという事が記載されてなく、ご意見等があれば何処に連絡するかという事を、三朝町教育委員会が発行責任者であると、どこかにそれを明記してください。

教育委員

これは町報に挟み込む資料ですか、それであれば有った方が良いと思います。町報の記事に載せるのかと思っておりましたが、その方が良いのではないですか。

事務局

記事は校了になっております。

教育長

ですからこれを記事とすると、三朝町教育委員会からお知らせしますとい

教育委員
教育課長補佐
教育長
各教育委員
教育長

う事があり、連絡先が有れば良いのではないのでしょうか。
最後のところに少しあれば完璧だと思いますが、町報に載ると勘違いして
いました。分かりやすくこれで良いな、と思っていました。
では教育委員会からの発行という事にさせていただきます。
他に小学校統合にかかる進捗状況についてはよろしいでしょうか。
(意見等なし)
では事務局は若干手直しして、こちらを 12 月の町報と一緒に全戸配布し
ていただきますようお願いいたします。

通級指導教室の指導希望について

教育長
指導主事
教育長

通級指導教室の指導希望について、指導主事からお願いします。
(資料配布)
通級指導はプライバシーに係わる事ですので、この案件については非公開
で会議を開かせていただきます。
それでは説明をお願いします。

指導主事
教育長
各教育委員
教育長

(資料により説明) 個人情報であり詳細は非公開
何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。
(意見等なし)
ご意見が無いようですので、この児童について通級指導を行うという事で
よろしいでしょうか。

各教育委員
教育長
指導主事
教育長

(一同承認)
全員ご承認いただいたという事で、通級指導の方、よろしくをお願いします。
ありがとうございます。資料を回収させていただきます。
続いて公開で会議を進めたいと思います。

7 その他
教育長

後期学校訪問報告書について【別冊】
後期学校訪問報告書についての報告を抜かしておりましたので、7 番のそ
の他になってしまいましたが、指導主事より報告をお願いします。

指導主事
教育長

(資料に基づき説明)
この報告書をいつ頃お配りして、いつ頃締め切りにする等の説明をお願い
します。

指導主事

学校別の方をデータでお送りし、年明けの 1 月 15 日辺りを目途に検討し
ていただき、その後 OK がいただければ学校の方に送付する、というような事
で考えております。詳しくはデータを送る時にメールに締め切り日を付けよう
と思いますので、よろしくお願ひいたします。

教育長

大変、年末年始の忙しい時期の事になりますが、1 月 15 日位を目途に推
敲、点検をしていただきますようお願いいたします。
そうしますと報告書については以上で終わりたいと思います。その他でも
う 1 枚別紙が有るかと思ひます。通学路の交通規制について事務局より説明
をお願いします。

事務局
教育長

(資料に基づき説明)
要するに交通規制の看板は付けられないけれども、注意喚起の看板を付け
る、道路交通法に基づく標識は付けられないけれど、注意喚起の看板を不足
する所に付けていくという事です。将来的には道路規制しますが、申請して
承認されるまでに時間が掛かりますので、当面の間は立て看板のような物で
という事で、一番後ろの車両進入禁止という看板、このようなデザインの物
を立てます。ただ、交通対策協議会と教育委員会の名前を連名で入れる事
について、ご了解いただけないかという報告、協議でも良かったんでしょけ

れど報告です。

教育委員
教育長
教育委員
教育長
事務局
教育委員
教育委員
教育委員

これは、法的根拠は無いという事ですね。
そうです。
どのくらい朝は車が通りますか。夜も結構通りますよね。
交通量調べとかのデータはありますか。
無いです。
いえ、特にはいいです。
まっすぐ行くと信号があり、ここには無いので結構通っています。
こっち（右に）に曲がると信号が無いと思うと、通る事も無い訳は無い、早いですからね。ですが狭いですね、向こうから車両が来るとなかなか。
危険だと思います。時々警察の方がいらして、車両を停止させて指導するという事があり、侵入禁止なのかと思っていました。

教育委員

ミニパトが止まっています。

教育長
教育委員
教育長
教育委員
教育長

そうです。
規制があるのがわかとり大橋から右折する者に対しては規制があります。
小学校に向けて曲がるという事ですか。
逆です。本泉から大瀬に行く場合です。それで事務局が説明したのは、小学校から直進する車、大瀬の給油所の方からやって来る車については規制標識が全くないので、通学時間にも車両の侵入があるということです。

事務局

少しよろしいですか。わかとり大橋の北詰からローソン上手の駐車場までの道路は、午前7時30分から8時30分までの間、農耕車、軽車両、河川管理者を除く車両については規制が掛かっていますが、その規制に係る看板が、来る方向によって設置されていない為、規制が無いものとして侵入してしまう事をお知らせする為に看板を設置しようとするものです。

教育委員
教育長

入り口にありませんか。
わかとり大橋方面から来る所は見えますが、大瀬給油所からは規制が無いように見えてしまう。実際は規制している訳ですか。

事務局
教育委員
教育長

規制はしてあります。
では法的根拠があるという事ですね。
という事ですね。ただ看板を設置する時に道路管理者に看板設置の手続きが必要になる訳ですよ。それがすぐには出来ないという事ですよ。

事務局

現在、倉吉警察署に看板、規制標識の設置を要望しておりますが、次年度に設置を検討するというような回答をいただいておりますので、それまでの間、こちらの看板での周知をするものでございます。

教育長

もう1回整理しますと、午前7時30分から8時30分、ローソン上手駐車場からわかとり大橋の間は交通規制が実は掛かっているけれども、標識が不足する所があり、それについて、設置されるまでの間、立て看板で補完して周知啓発に努めるという事で良いでしょうか。

事務局
教育長

はい。
ではそういう事で、教育委員会の連名で看板を設置すると。交通対策協議が主となって設置されるのでしょうか。

事務局
教育長

はい、そのように聞いております。
では、教育委員会として支出は無く、看板設置費用は出さなくて良いんですよ。

教育委員
事務局

この2案になるという事ですか、これが近々。
お示ししている案の看板をこれから作成し、作成出来次第、設置という事になります。

教育委員

分かりました、ありがとうございます。

教育長 そうしますと道路通学路の交通規制の補完する看板については、以上で終わりたいと思います。その他にかありますか。事務局はいかがでしょう。

事務局 本年最後の教育委員会になりました。12回の定例会と11回の臨時会という事で沢山のご審議をいただき、大変ありがとうございました。本年最後となりますので、事務局内の中にある文書箱から文書をお持ち帰りいただきましたと思います。よろしくお願ひします。

教育長 皆様の方からは何かありますかでしょうか。

教育委員 先ほどの通学費補助のところでも聞き忘れていましたが、制度設計については基本的には永久という考えで良いでしょうか。

教育長 補助金の制度ですから、永久で良いですかという事ですね。

教育委員 教育委員会としては時限立法ではなく、永久という事で理解すれば良いですか。

教育長 事務局お願ひします。

事務局 事務局としても永久というような事で考えていますが、先ほど申し上げましたこれからの協議で、時限という事もあり得るかもしれません。

教育委員 分かりました。

教育長 教育委員会としては、永久にこれでしてくださいというお願ひをしていくという事です。

教育委員 変わる可能性もあると。

教育長 社会情勢の変化等、色々ありますから、当面はこれでずっと進んでくださいというお願ひの仕方で行きましょう。

他にはどうでしょうか。

各教育委員 (意見等なし)

教育長 そうしますと、以上で第12回定例会を終了させていただいて、次回の予定を、昨年ですと1月25日という事ですが、事務局案がありましたら提案をお願いします。

事務局 事務局案としましては、1月22日火曜日か、23日水曜日辺りが良いと思っておりますが、皆様のご都合はいかがでしょう。

教育長 22、23日です。

事務局 22日、23日の昼からです。

教育委員 22日の昼が良いです。23日は無理です。

教育委員 私も23日はダメです。

教育委員 どちらでも良いです。

教育委員 どちらでも良いです。

事務局 そうしますと1月22日火曜日の午後1時30分からという事で、よろしくお願ひいたします。

また、町長との総合教育会議も開催したいと考えておまして、まだ未調整なのですが、1月28日、29日辺りで少し時間をいただけないかなというように考えております。

教育長 総合教育会議については町長と日程調整して、また後日、ご連絡させていただきます。

事務局 それともう一つ、毎年行っております教育懇談会、こちらについてはまだ議会の総務教育常任委員長と話をしておりますが、日時を決定して早いうちに調整したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

教育委員 1月、2月、だいたいいつ頃ですか。

事務局 昨年は2月15日、初め1月を予定していたのですが、大雪で改めて調整し、2月に行っております。

教育長 28日、29日の辺りに総合教育会議を開催するとすると、その次くらいで

教育委員
教育長

すから、月末の辺りから2月の初旬という感じになるかなと思います。

どちらにせよ懇談会を持ちますからね、議会とは。

総務教育常任委員会の6名の皆さんと教育委員とで、ここで話をする、あるいは学校の様子を校長先生に報告してもらおうというような事で、委員長と議題と言いますか、協議のテーマを設定し、会を開きたいと思いますのでよろしくをお願いします。

8 閉会
教育長

それでは、以上をもちまして平成30年第12回三朝町教育委員会定例会を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

午前10時33分

平成31年第1回定例会を、平成31年1月22日（火）午後1時30分から開催いたします。